

第 5 回

熊本県議会

農林水産常任委員会会議記録

平成25年10月 1 日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 5 回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

平成25年10月1日(火曜日)

午前10時1分開議

午前11時59分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成25年度熊本県一般会計補
正予算(第3号)

議案第11号 平成25年度農林水産関係の建
設事業の経費に対する市町村負担金(地
方財政法関係)について

議案第12号 平成25年度農地海岸保全事業
の経費に対する市町負担金について

議案第13号 平成25年度県営土地改良事業
の経費に対する市町村負担金について

報告第26号 公益財団法人熊本県農業公社
の経営状況を説明する書類の提出につ
いて

報告第27号 一般社団法人熊本県野菜価格
安定資金協会の経営状況を説明する書類
の提出について

報告第28号 公益社団法人熊本県畜産協会
の経営状況を説明する書類の提出につ
いて

報告第29号 社団法人熊本県生乳検査協会
の経営状況を説明する書類の提出につ
いて

報告第30号 公益社団法人熊本県林業公社
の経営状況を説明する書類の提出につ
いて

報告第31号 公益社団法人熊本県林業従事
者育成基金の経営状況を説明する書類の
提出について

報告第32号 公益財団法人くまもと里海づ
くり協会の経営状況を説明する書類の提
出について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)につ

いて

報告事項

①国営川辺川土地改良事業(利水事業)に
ついて

出席委員(8人)

委員長 田代国広

副委員長 緒方勇二

委員 村上寅美

委員 前川 收

委員 吉永和世

委員 西 聖一

委員 早田順一

委員 泉 広幸

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

農林水産部

部長 梅本 茂

政策審議監 豊田 祐一

経営局長 濱田 義之

生産局長 渡辺 弘道

農村振興局長 大石 二郎

森林局長 岡部 清志

水産局長 鎌賀 泰文

農林水産政策課長 田中 純二

団体支援課長 山口 洋一

首席審議員兼

農地・農業振興課長 船越 宏樹

担い手・企業参入支援課長 國武 慎一郎

流通企画課長 西山 英樹

むらづくり課長 潮崎 昭二

農業技術課長 松尾 栄喜

農産課長 山中 典和

園芸課長 古場 潤一

畜産課長 矢野利彦
首席審議員兼農村計画課長 荻野憲一
技術管理課長 緒方秀一
農地整備課長 小柳倫太郎
森林整備課長 長崎屋圭太
林業振興課長 小宮康
森林保全課長 本田良三
水産振興課長 平岡政宏
漁港漁場整備課長 原田高臣
全国豊
かな海づくり大会推進課長 平山泉
農業研究センター所長 麻生秀則

事務局職員出席者

議事課課長補佐 松尾伸明
政務調査課課長補佐 板橋徳明

午前10時1分開議

○田代国広委員長 おはようございます。

それでは、ただいまから第5回農林水産常任委員会を開会いたします。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために着座のまま簡潔にお願いします。

それでは、梅本農林水産部長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いします。

○梅本農林水産部長 おはようございます。大変お世話になっております。

今回御提案しております議案等の概要につきまして御説明を申し上げます。

平成25年度の一般会計補正予算と市町村負担金関係3件及び報告事項の7件でございます。

初めに、補正予算につきましては、総額8

億円余の増額補正としておりまして、補正後の農林水産部の一般会計と特別会計の予算総額は703億円余となっております。

補正予算の主な内容でございますけれども、農産物に関する研究機能の強化と企業、農業者等からの相談窓口を備えたフードバレーアグリビジネスセンターの新設整備を初めといたしまして、プレミアムデコポンとっておりますけれども、加温デコポンの糖度を上げる高糖度化の生産に向けた研究施設、それから、阿蘇地域の放牧頭数の増加、草原再生につなげていくための研究施設の整備に要する経費等を計上しております。

加えて、世界農業遺産の認定効果を発揮させる取り組みの推進に要する経費などを計上させていただきます。

次に、市町村負担金関係といたしまして、平成25年度に県が実施する農林水産関係の建設事業に要する経費の一部について、受益市町村の負担率を定めるための3つの議案を提案させていただきます。

続きまして、報告事項といたしましては、県が出資等を行っている7つの法人の経営状況を御報告いたします。

以上が議案等の概要でございますけれども、詳細につきましては、それぞれの担当課長から説明をさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

また、その他報告事項といたしまして、国営川辺川土地改良事業の最近の状況等について御報告させていただきます。

以上、どうぞよろしく御申し上げます。

○田中農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

お手元に配付しております説明資料は、平成25年9月議会農林水産常任委員会説明資料（予算関係及び条例等関係）が1つでございます。同じく、その他報告資料がもう1つでござ

ざいます。そのほか、県が出資等を行う7つの法人の経営状況説明資料を配付しております。

まず初めに、農林水産常任委員会説明資料（予算関係及び条例等関係）をごらんください。

資料の1ページをお願いいたします。

平成25年度9月補正予算総括表でございます。

農林水産部関係では、一般会計分8億円余の増額補正で、一般会計の補正後の合計は69.5億円余、特別会計等合わせまして703億円余となっております。

次に、農林水産政策課分を御説明いたします。

資料2ページをお願いいたします。

農業総務費で1億2,400万円余の増額補正をお願いいたしております。

上段の説明欄、世界農業遺産推進事業でございます。

世界農業遺産に認定された阿蘇地域において、農産物の付加価値の向上や観光客の増加など、認定効果を発揮させる取り組みの推進に要する経費として1,190万円余を計上いたしております。

下段は、フードバレーアグリビジネスセンター整備事業でございます。

県南フードバレー構想に掲げる食関連の試験研究機能強化を図るためのフードバレーアグリビジネスセンターの新設整備に向けた実施設計及び小型複合環境制御施設の整備に要する経費、1億1,300万円余でございます。

続きまして、ページ飛びまして13ページをお願いいたします。

13ページの議案第11号から17ページの議案第13号までは、いずれも平成25年度の農林水産関係建設事業につきまして、受益市町村が負担する経費の負担率を定めるものでございます。

県が行う建設事業につきましては、法律

上、その経費について受益市町村に負担させることができることとされております。この負担率を定めるに当たりましては、受益市町村の意見を聞いた上で、県議会の議決を経て定めることになっております。

議案につきましては、根拠法令ごとに、13ページの議案第11号が地方財政法関係、15ページの議案第12号が海岸法関係、16ページの議案第13号が土地改良法関係のものとなっております。各事業の負担割合は、国のガイドライン等により設定したもので、受益市町村の同意を得たものでございます。

続きまして、18ページをお願いいたします。

ここから24ページまでは、県が一定割合の出資または債務負担を行っている7つの法人についての経営状況の報告でございます。

なお、これらの法人のほかに、決算時期の関係から2月議会で御報告するものがございます。詳細につきましては、それぞれ担当課から説明させていただきます。

農林水産政策課関係は以上でございます。

○船越農地・農業振興課長 農地・農業振興課でございます。

3ページをお願いいたします。

まず、農業総務費の国庫支出金の返納金でございますけれども、414万円余りの増額補正をお願いしております。

説明欄にありますように、3つの国庫返納金でございます。1つ目が、農地流動化推進事業国庫返納金でございます。これは県の農業公社とかJAが行います売買とか貸借などの流動化に係ります補助金の確定により返納金でございます。2つ目は、農業委員会の振興助成費の国庫返納金でございます。3つ目が、市町村のほうで行っております人・農地プランの事務費の返納分でございます。

続きまして、18ページをお願いしたいと思います。

18ページが、報告第26号公益財団法人熊本県農業公社の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。内容につきましては、複数の課にまたがりまますので、一応農地・農業振興課のほうから御説明いたします。

お手元のほうの冊子に、公益財団法人熊本県農業公社の経営状況を説明する書類というのがございます。冊子になっております。農業公社分でございます。

説明の方は簡潔にということで、まずページをめくってもらいまして、目次の次のページをちょっと見ていただければと思います。

熊本県農業公社の平成24年度の決算概要でございます。

農業公社がスタートしましたのが昭和46年でございます。現在、農地売買の仲介でございますとか、昨年農地の貸借と、それと畜産の基盤整備事業、それと新規就農支援事業等を行っております。昨年度からは公益財団法人に移行しまして、名称は公益財団法人熊本県農業公社となっております。職員数は、非常勤を合わせまして全体で46名でございます。基本金のほうが全体で8億3,748万円でございます。県の出資の比率ですが、66.2%でございます。

決算の概要でございます。

このページの一番下のほうに書いてございますが、上から2段目の経常収益でございますが、これは県の場合の単年度会計の歳入に当たるものでございます。それと、経常費用が歳出でございます。3つの会計から成っております。公益目的事業会計、この中に売買とか貸借が入っております。次に、収益事業等会計でございますが、これは農業公園のほうは県のほうから管理受託しておりますその費用でございます。法人会計と申しますのが、全体の管理に係ります事業でございます。トータルで、当該年度マイナスの607万1,000円となっております。

しかしながら、上から7段目ぐらいなんです。一般正味財産期首残高でございます。これが公社のこれまでの積み上げた蓄えでございます。それと相殺しますと、一応黒字というふうになっております。トータルで、年度末の3月31日でございますが、正味基本財産のほうが全体で9億9,719万円余となっております。

次のページをお願いしたいと思います。全体の事業の概要でございます。

1つ目が、農地の保有合理化事業、これは農地に関する売買でございますとか、貸借のことを行っております。買い入れ実績のほうは、昨年、広域大水害でございますとか、特にたばこ関係の買い入れが非常に少のうございまして、買い入れ面積が86ヘクタールとなっております。しかしながら、これは一応全国でもトップクラスで、北海道と青森に次ぐものとなっております。

次が、畜産の公共事業というのがございます。畜産公共事業につきましては、熊本県南部の2地区について行っているところでございます。

3つ目が、就農支援事業でございます。各地域に就農支援のアドバイザー11名を配置しまして、いろんな相談に応じております。全体で昨年度で662件程度の相談があつてございまして、相当の実績を上げているところでございます。

最後でございますが、農業公園の管理運営事業でございます。

県農業公園の指定管理者でございまして、指定等の管理運営を受託しております。管理費は全体で1億4,500万円でございます。平成24年度の入園者数が、対前年比で8.8%増の47万人となっております。

このうち、公社らしい取り組みと申しますか、体験農園でございますとか、石窯の体験につきましては、非常に子供たち、一応増加しております。全体で年間8,400人の参加と

なっております。

以上が公益財団法人熊本県農業公社の経営状況でございます。よろしく申し上げます。

○潮崎むらづくり課長 むらづくり課でございます。

説明資料の4ページをお願いいたします。

国庫支出金返納金で、補正額は87万9,000円でございます。

説明欄に記載のとおり、1つには、環境保全型農業直接支払推進事業交付金の返還でございます。事業費の確定によりまして、事務費の経費節減による執行残11万5,000円を、山鹿市から県を通して国に返納するものでございます。

もう一つは、鳥獣被害防止総合対策交付金の返還です。事業費の確定によりまして、イノシシや鹿の侵入防止柵の導入に係る入札残などの執行残76万4,000円を、多良木町及び山江村から県を通して国に返納するものでございます。

むらづくり課は以上でございます。

○山中農産課長 農産課でございます。

資料5ページをお願いいたします。

農作物対策費の国庫支出金返納金といたしまして、40万2,000円の補正をお願いいたしております。

これは右側説明欄に記載しておりますとおり、平成24年度に実施されました国の戸別所得補償制度につきまして、制度の推進のための事業費が確定したことによる国庫支出金の返納でございます。

戸別所得補償制度につきましては、県段階、それから地域段階に置かれました農業再生協議会で、制度の周知あるいは現地確認等の一連の事務を行っておりますが、それに要します事務費としまして国から1億8,000万余の交付金が交付されておりますけれども、一部の協議会におきまして、事務処理に要し

た経費が交付された額を下回りましたので、今回返還するものでございます。

農産課は以上でございます。よろしく願いいたします。

○古場園芸課長 園芸課でございます。

資料6ページでございます。

「プレミアムデコポン」生産システム確立事業でございます。

この事業は、12月のお歳暮用に出荷します加温デコポンにつきまして、他県産を圧倒する超高糖度の果実を生産する技術を開発するため、果樹研究所内に温度、土壌水分等の複合環境を制御できる施設を整備するものでございます。補正額8,000万円でございます。

開発した技術をマニュアル化し、現地の農家に普及することにより、加温デコポンの高糖度果実生産を実現してまいります。このことにより、熊本デコポンのブランド力の強化につなげてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それから次に、一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会の経営状況について説明をいたします。これにつきましては、別添の経営状況を説明する書類で説明申し上げたいと思います。

1枚めくっていただきまして、決算概要というのがございますけれども、1、設立の目的をごらんになっていただきたいと思います。

野菜の集団産地の育成と計画的な生産出荷を期するため、市場における対象野菜の著しい価格低下があった場合に、生産者に対し補給金の交付を行うものでございます。

2のこれまでの経緯、白丸3つ目にございまして、25年4月1日に一般社団法人へ移行しております。

5、寄託金でございますけれども、1億2,397万円で、このうち県の寄託金は6,000万円、寄託比率48.4%でございます。

平成24年度決算の概要でございますが、貸借対照表、25年3月31日現在で、正味財産3億9,434万円余となっております。

次のページをお願いいたします。

まず、収支決算書でございますけれども、収入の部合計が8,079万円余となっております。支出の部でございますけれども、合計12億8,794万円余となっております。支出が収入を大幅に上回っているように見えますが、一般社団法人への移行による会計処理の変更に伴い、特定野菜等交付準備金引当資産繰入として、11億6,000万円を支出として計上していることによります。

事業実績でございますけれども、1、交付予約数量(3)交付予約に伴う資金の造成額は18億6,794万円余でございます。これから国の増成分6億7,647万円余と前年度繰越金11億7,618万円余を差し引いた額、1,528万円余を必要額として造成をいたしております。

次に、2、補給金の交付実績でございますが、(1)特定・指定野菜で、農業者の方々に対して8,684万円、(2)県内需要対応型で46万円余を交付いたしております。

園芸課は以上でございます。

○矢野畜産課長 畜産課でございます。

説明資料の7ページをお願いいたします。

草地畜産活性化特別対策事業費といたしまして、補正額8,123万円余をお願いいたしております。

これは説明欄に記載のとおり、新規事業といたしまして、地域の元気基金を活用し、阿蘇地域の放牧頭数の増加、草原再生につなげていくための放牧技術の試験研究備品の整備及び研究棟の整備を行うものでございます。

続きまして、20ページをお願いいたします。

報告第28号公益社団法人熊本県畜産協会の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。平成24年度の経営状況について御

説明をいたします。

お手元の冊子、経営状況を説明する書類の中に要約した資料がございますので、その資料で御説明させていただきます。

表紙の裏面に概要がございます。ローマ数字のⅠの基本情報についてでございますが、当協会は、畜産経営の安定的発展と畜産振興に寄与することを目的に、昭和43年3月21日に設立されており、これまでの経緯、組織、寄託金につきましては記載のとおりでございます。なお、平成24年4月1日に公益社団法人に移行をいたしております。

ローマ数字のⅡの平成24年度決算の概要についてでございますが、貸借対照表の資産合計が約64億円となっております。正味財産の部の指定正味財産額の約56億円につきましては、家畜の経営安定対策、肉用子牛生産者補給金などの生産者積立金として協会が管理をしている基金でございます。

次に、ローマ数字のⅢ、事業実績等で個別の事業実績について御説明をいたします。

最初に、1、地域振興に資する畜産経営体の育成、経営支援及び畜産に関する情報の提供、普及啓発の推進についてでございます。

畜産農家に対する経営技術指導や口蹄疫畜産再生基金事業など、補助事業、委託事業を実施いたしております。

次に、2、国民生活の安全、安心に資する家畜衛生対策の推進についてでございます。

家畜伝染病の発生予防や正常化対策を実施するとともに、万が一発生した場合の互助基金制度の推進など、国や県などの補助事業を活用して家畜衛生対策を推進いたしております。

続きまして、3、国民生活の物価安定に資する畜産物価格安定対策の推進についてでございます。

肉用牛の生産安定と食肉に係る畜産の健全な発展を図るため、肉用子牛生産安定等特別措置法などに基づきまして、国が実施してお

ります経営安定対策の事業を実施しております。

この経営安定対策には、県内の肉用牛繁殖農家、肥育農家のほぼ全てが加入しており、協会は、基金の管理、補填金の交付業務を担っております。24年度におきましては、補填金として約26億円を交付しております。

最後に、4、畜産経営の安定に資する家畜の改良、登録の推進についてでございます。

家畜改良のための家畜の登録、登記を実施いたしております。特に肉用牛の改良につきましては、統計的な分析と評価を行い、繁殖農家等への情報提供を通じて、国や県が推進しております改良増殖事業に積極的に参画をいたしております。

以上が公益社団法人熊本県畜産協会の経営状況についての概要でございます。

続きまして、21ページをお願いいたします。

報告第29号社団法人熊本県生乳検査協会の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

お手元の冊子、生乳検査協会の経営状況を説明する書類の中に要約した資料がございますので、その資料で御説明させていただきます。

ローマ数字のⅠの基本情報についてでございますが、当協会は、生乳の品質改善及び取引の公正化を図るため、平成3年3月12日に設立されております。

これまでの経緯については記載のとおりでございますが、当協会は、全国的な広域検査体制への整備への背景もございまして、平成19年度から一部検査を九州生乳販連生乳検査所へ移行し、平成25年3月の理事会及び臨時総会で全ての検査業務の停止、協会の解散を行うことを決定し、平成25年3月31日をもって解散をいたしております。

解散後、4月1日以降におきまして清算業務を行ってまいりましたが、本年9月5日に

全ての業務を終えて、清算終了をいたしております。

なお、当協会解散以降の生乳検査業務につきましては、全て九州生乳販連の生乳検査所のほうで行っているところでございます。

組織、強化基金につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、ローマ数字のⅡ、平成24年度決算の概要についてでございます。

(1)の貸借対照表の右側、正味財産は約2,500万円となっております。

次のページに移りまして、(2)の収支計算書の左側、支出金額は約3,500万円、右側、収入金額は約7,500万円でございます。当期の差し引きは約4,000万円の黒字となっております。

次に、ローマ数字のⅢ、事業実績でございますが、当協会は、熊本県内で生産されます原料、農家から出荷される生乳でございますが、こういったものを検査することによりまして、生乳の品質改善及び取引の公正化を図っているものでございます。

当協会が実施する主な検査は、検査の種類のとおりでございます。

24年度の実績は、2の検査実績のとおりでございます。合計で約45万件の検査を実施いたしております。

次に、3の乳質改善講習会についてでございます。

県内の乳質改善の促進及び検査技術の向上を図るため、生乳検査員及び関係機関の酪農指導員を対象といたしまして講習会を開催いたしております。

以上が社団法人熊本県生乳検査協会の経営状況についての説明でございます。

畜産課の説明は以上でございます。

○荻野農村計画課長 農村計画課でございます。補正予算について御説明いたします。

資料の8ページをお願いいたします。

土地改良費で3,200万円の補正をお願いしております。

まず、小水力発電導入モデル事業です。

農業用水を活用した発電施設の普及を推進するため、平成23年度からモデル事業を実施しております。今回は、国による定額助成を活用することにより、国費100%となっております。具体的には、球磨地域の清願寺地区の基本計画策定、県内でのマスタープランの策定を行います。

次に、稼げる農業をめざす農業用水確保対策事業です。これは元金交付金を活用した新規事業です。

慢性的な農業用水不足を抱えている地域におきまして、水不足を解消し、果樹生産の省力化と品質向上、農業所得の向上を目的とした事業で、本年度は用水確保のためのボーリング調査等を行います。

以上、農村計画課といたしましては、補正額を含めた総額で24億2,000万円余をお願いしております。御審議のほどよろしく願いいたします。

○小柳農地整備課長 農地整備課でございます。

9ページをお願いします。

土地改良費でございますけれども、2億8,600万円余を補正計上しております。

団体営農業農村整備事業でございますけれども、市町村や土地改良区が実施する農業農村整備事業に対して補助を行うもので、農業生産の効率化を図るための基盤整備や老朽化した農業水利施設の補修、更新などを行うものです。

本事業は、6月の補正にも計上いたしておりましたが、今回、6月補正に申請が間に合わなかった市町村等からの要望に対応するため、補正を行うものでございます。秋津地区を含む16地区を予定しております。

農地整備課は以上でございます。御審議の

ほどよろしく申し上げます。

○長崎屋森林整備課長 森林整備課でございます。

報告第30号の熊本県林業公社の経営状況につきまして説明させていただきます。別冊資料に基づいて説明させていただきます。

目次の次につづっております公益社団法人熊本県林業公社の平成24年度決算概要についてにより御説明させていただきます。

Iの基本情報でございます。

設立の目的は、環境の保全に配慮した造林等に関する事業を行うことにより、森林の持つ公益的機能の維持、増進を図り、林業の活性化と山村地域の振興及び住民生活環境の向上に寄与することでございます。

これまでの経緯は、昭和36年に五家荘林業公社として設立されまして、その後、県内一円を対象とする熊本県林業公社に改組しております。なお、ことしの4月1日に公益社団法人に移行しております。

組織等は、資料に記載のとおりでございます。

IIの平成24年度決算の概要でございます。

まず、(1)の貸借対照表でございます。

資産の部の流動資産は、未収金等でございます。固定資産は、ほとんどが山林としての資産でございます。約304億円となっております。

負債の部の流動負債は、次期返済借入金等でございます。また、固定負債は、ほとんどが長期借入金でございます。流動負債の次期返済借入金と合わせますと、現在、県からの借入金が約227億円、日本政策金融公庫からの借入金が約77億円となっております。

続きまして、(2)の収支計算書でございます。

支出の部の事業費は、間伐などの造林事業費等でございます。支払い利息は、日本政策金融公庫からの借入金に係る支払い利息で

ございます。借入金返済支出は、県及び政策金融公庫からの借入金の元金償還分でございます。これらの支出の合計として7億7,100万円余となっております。

次に、収入の部でございます。

事業収入は、主に間伐材等の売り払い収入及び受託事業収入でございます。収入の大半は間伐を行った木材を販売する事業でございます。素材生産の収入として約1億300万円でございます。借入金収入は、県からの長期借入金でございます。収入の合計額は8億8,600万円余となっております。

次のページをお願いいたします。

(3)の正味財産増減計算書でございます。

平成24年度から会計基準を移行したことに伴いまして、公益目的事業会計、収益事業会計及び法人会計の3つの会計に区分しております。

表の上から3段目、一般正味財産増減の部の当期経常外増減額にマイナス6,020万円余を計上しておりますけれども、これはほとんどが森林資産の減損損失によるものでございます。主伐をするときは、固定資産から流動資産に移すこととなりますけれども、その際に時価評価を行うこととされておまして、時価評価額が固定資産額を下回るときは、その差額を減損損失として計上するというルールになっているものでございます。

Ⅲの事業実績等でございます。

2の主要事業の実績でございますけれども、現在新規の契約を凍結しております。新植ゼロ、下刈り、つる切り53ヘクタール、除間伐141ヘクタール、素材生産153ヘクタール等を実施しております。

Ⅳの林業公社の経営改善に向けた取り組みでございます。

林業公社につきましては、長期にわたります木材価格の下落、低迷等によりまして、将来的な収支見通しが大変厳しい状況にございます。

このような中、平成20年3月に、県で設置しました有識者によります熊本県林業公社経営改善推進委員会から、さらなる追加的な改善策に最大限取り組むべきであるとの提言をいただきました。この提言を踏まえまして、現在追加的な改善策に取り組んでいるところでございます。

その改善策の1つ目は、長伐期化の推進でございます。

通常50年生程度で木を伐採するものを、80年生に延長しまして、公益的機能の維持、増進に加えまして、間伐を行うときの収入と大径材の生産による収入の向上を図ることとございます。平成24年度末までの契約変更面積は5,095ヘクタールとなっております。

2つ目の改善策は、分収割合の見直しでございます。

平成20年度に、個人との分収割合の見直し等を関係機関が連携、協力して取り組むために、県、林業公社、関係市町村等で構成する熊本県美しい森林整備対策協議会を設置しまして、平成21年度から分収割合の見直しの具体的な働きかけを行っているところでございます。今後とも、分収契約の見直しについて、関係機関と連携しながら進めていく所存でございます。

説明は以上でございます。

今後とも、県、公社一体となって、経営改善に向けて最大限努めてまいるところでございます。御理解のほどよろしくお願いいたします。

森林整備課は以上でございます。

○小宮林業振興課長 林業振興課でございます。

予算案説明資料の10ページをお願いいたします。

林道災害復旧費について、3,216万円の増額をお願いしております。

これは説明欄に記載しておりますように、本年7月25日から8月5日までの梅雨前線豪雨により被災しました林道中央砥用線等の9路線、12カ所の災害復旧の補助を行うものでございます。補正後の課の合計では70億9,815万円余となります。

次に、23ページをお願いいたします。

報告第31号公益財団法人熊本県林業従事者育成基金の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。別冊の経営状況を説明する書類のほうで御説明いたしたいと思いません。

1枚目のほうをお開きいただきたいと思えます。ページ右の平成24年度決算概要についてでございます。

まず、1の設立の目的でございますが、当基金は、林業事業体に直接雇用されている林業従事者の安定確保と育成を図ることを目的といたしまして、3の設立年月日に記載していますように、平成元年11月30日に設立されております。なお、平成24年4月1日から公益財団法人に移行しております。

2の経緯でございますが、県、市町村等の出捐により、平成9年度までに32億円を超える基金を積み立てて社会保険掛金等の助成を行い、同年度には、法律に基づき熊本県林業労働力確保支援センターに指定されております。

4の組織等についてでございますが、役員として、評議員7名、理事13名、監事3名、事務局として9名で業務を執行しております。

次に、5の基本財産でございますが、下から2つ目の表をごらんいただきたいと思えます。

当基金では、基本財産を運用して事業を実施してまいりましたが、利子収入の不足などから、平成12年度と、13、15、22、23、24年度に基本財産の一部を取り崩しております。また、基本財産の受け入れでは、平成19、20

年度に民間会社から出捐をいただいております。現在の基本財産は30億3,793万円となっております。

この基本財産の時価評価と評価損益について、上の枠内に記載しておりますので、御説明いたします。

当基金では、基本財産をユーロ債や国債といった有価証券として、原則、満期保有目的債券として保有しておりますが、事業に充てる利子収入が不足した際に国債の一部を売却したため、評価方法が会計基準により時価評価となりまして、24年度末の評価損は、ユーロ債及び国債で2億2,622万円余となっております。しかし、両債券が償還される場合は、元本保証となっておりますので、実際の基本財産には影響ないものと考えております。

次に、6の基金財産の利子収入につきましては、表に記載していますように、低金利が続く中にも多くの利息等の収入を得ており、適正な財産運用がされていると考えております。

裏面のほうをお願いいたします。

平成24年度の決算概要について、正味財産増減計算書で御説明いたします。

まず、一般正味財産の増減ですが、当期増減額がマイナス44万円余となっております。期末残高は1,757万円余となっております。

次に、指定正味財産の増減ですが、当期増減額は1億3,883万円余の増となり、期末残高は28億1,170万円余となっております。

次に、事業実績等でございます。

基金は、公益法人として公益目的事業を実施しておりますが、事業費では2億541万円余となっております。

事業の内容は、下の表に記載していますように、1の林業労働力確保等に関する事業では、退職金共済や社会保険への加入促進対策として延べ1,384人分の助成を行い、また、

新規参入者を雇用する事業者への各種の助成も行っております。

2から6の事業では、国、県の委託補助事業によりまして、林業未経験者を対象とした集合研修やOJT講師養成などの研修を初め、林業事業者への指導、林業技能競技会開催などの広報啓発、林業事業者への職業紹介などの事業を行っております。

林業振興課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○平岡水産振興課長 水産振興課でございます。

資料の11ページをお願いいたします。

栽培事業運営費で1,500万円余の補正をお願いしております。これは、6月補正で計上しておりました大矢野種苗生産施設のクルマエビ種苗の安定生産のための施設整備に係る事業の増額補正となります。

6月補正では、施設の実施設計に要する経費と既存施設の解体に要する経費のうち、平成25年度施行分のみを要求しておりましたが、整備スケジュールの見直しを行った結果、既存施設の解体が今年度中に完了する見込みとなったことから、平成26年度での整備完了をより確実にするため、来年度当初予算で計上予定であった解体に要する経費を前倒しで要求するものでございます。

続きまして、24ページをお願いいたします。

報告第32号公益財団法人くまもと里海づくり協会の経営状況を説明する書類の提出についてです。

これにつきましては、お手元の冊子の中に挟み込んであります1枚の資料、公益財団法人くまもと里海づくり協会の平成24年度決算概要についてにより御説明をさせていただきます。

まず第1、基本情報の1、設立の目的です。

当協会は、水産動植物の種苗の生産及び放流並びに水産動植物の育成を計画的かつ効率的に推進する事業を行い、もって県民への水産物供給の安定と海洋環境の保全に寄与することを目的としております。

次に、2、これまでの経緯ですが、昭和59年7月に、財団法人熊本県栽培漁業協会として設立し、新公益法人制度に基づき、公益財団法人くまもと里海づくり協会へ平成23年4月1日に移行しております。

次に、4、組織であります。役員としましては、評議員12名、理事15名、監事3名、職員が11名で業務を執行しております。

次に、5、基本金であります。基本財産は5億9,000万円であり、県からの出捐金1億9,000万円で、出資比率は32.2%となっております。

続きまして、第2、平成24年度決算の概要、正味財産増減計算書です。

放流種苗等、生産や配付する公益事業会計、アユの養殖種苗を生産する収益事業等会計及び基本財産の運用などを行う法人会計の3会計区分で運営しております。

当期経常増減額は、公益事業会計で94万円余、収益事業等会計で39万円余、法人会計で753万円余となっており、総合計で887万円余となっております。

また、当期経常外増減額は、総合計でマイナス418万円余となっておりますので、当期一般正味財産増減額は、公益事業会計で71万円余、収益事業等会計で39万円余、法人会計で358万円余となっており、総合計で468万円余のプラスとなっております。

指定正味財産期末残高を加えますと、一番下ですが、正味財産期末残高の総合計は7億8,309万円余となっております。

法人会計において、基本財産を社債及びユーロ債等により運営しておりますが、昨年末以降の株価高、円安の影響で運営益が改善しております。今後も3会計区分の合計での適

正な運営に努められるものと考えております。

裏面をお願いいたします。

続きまして、第3、事業実績等の1、里海づくり事業についてです。

まず、(1)里海づくり事業では、マダイ、ヒラメなど11種類の水産動植物の種苗の生産及び配付を、県下の市、町、漁協、それから栽培漁業地域展開協議会等へ行っております。

次に、共同放流事業の推進のため、栽培漁業地域展開協議会へ負担金を支出するとともに、事務局を担っております。さらに、種苗の放流効果の実証のため、魚市場の調査等を行っております。

次に、(2)里海づくり技術開発試験では、本県を代表するブランド品として期待されるクマモト・オイスターの大量種苗生産の技術開発試験及びハマグリ種苗の中間育成技術開発試験を県から受託し実施しております。また、アワビやウニ等を対象とした餌料用海藻培養試験としまして、ヒジキの人工種つけ技術の開発等を行っております。

次に、(3)里海づくり事業の啓発普及では、八代漁協が実施する種苗生産や各漁協によるマダイ、ヒラメ等の育成や放流に関しまして、指導や助言を行っております。また、小学校等の研修依頼を積極的に受け入れ、種苗生産等を説明し、里海づくり事業が県民に広く理解されるよう取り組んでおります。

次に、2、その他の事業(収益事業)についてですが、内水面養殖業の発展を目的に、アユの養殖用種苗を生産し、配付しております。

水産振興課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○原田漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

資料の12ページをお願いいたします。

補正予算について説明いたします。

まず、上段の単県漁港改良事業費でございますが、説明欄にありますとおり、樋合漁港フィッシャリーナ機能強化対策事業として7,000万円の増額補正をお願いしております。

この事業は、平成9年のオープンから15年が経過し、老朽化が著しい樋合漁港フィッシャリーナの棧橋を、地域の元気基金を活用して改修し、施設利用者の安全性の確保と利便性の向上を図るものです。

次に、下段の水産生産基盤整備事業費でございますが、こちらは市が施行する漁港整備等に対する助成を行うものでございまして、国庫補助額の内示増によります7,355万円の増額補正をお願いしております。

漁港漁場整備課としましては、以上、合わせまして1億4,355万円の増額補正をお願いいたしております。

説明は以上でございます。審議のほどよろしくをお願いいたします。

○田代国広委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○前川収委員 畜産課長、社団法人熊本県生乳検査協会がことし3月31日で解散なさったということで、その後に九州生乳販連に引き継いだということですが、基本財産、その他の財産はどのように処理されたんですか。

○矢野畜産課長 畜産課でございます。

熊本県のほうの生乳検査協会につきましては、全て清算はやってしまったと、業務は全て九州生乳販連のほうに移行したという形でございます。

○前川収委員 ということは、例えば基本財産で基金を積み上げていたと思いますけれど

も、それで運用してきたのかな、これは。普通、こういうやつはそういう形でやっていらっしやると思いますけれども、それらは出資割合に応じて分けた、戻したということですかね。

○矢野畜産課長 まず、基金でございますけれども、基金につきましては取り崩しをいたしまして——この基金については預かり金という経理処理をしておったわけでございますけれども、その額に応じてそれぞれ出資していた団体に戻したということでございます。

残余財産が少し——1,600万円程度でございますけれども、これにつきましては、県の牛乳協会と酪連という、何といいますか、公共的な、引き続きその業務関係を担うところに戻したという形でございます。

○前川収委員 戻した、生乳販連のほうじゃなくて——普通こういうのは出資されたところにきちんと分けて、まあ財産を残さないということが基本だと思いますから、1円も残されていないと思うんですけれども、今おっしゃった、やったわけですか。2つぐらい今おっしゃった、最後に。牛乳協会とかなんとかとおっしゃったですね。

○矢野畜産課長 ちょっと説明が悪くて申しわけございません。

基金を除いた残余財産につきましては、先ほど言いました県牛乳協会というのは、出資をしていた乳業会社がございますけれども、それがつくっているメンバーでございます。それから、熊本県酪連でございますけれども、この2つに寄附したということでございます。

○前川収委員 総額で1,600万円ですか。

○矢野畜産課長 寄附については1,600万円

でございます。

○前川収委員 皆さんから見ればちっちゃな金かもしれませんが、1,600万というのは結構でかいお金だと思っておまして、酪連とか酪農生産者のほうに、せつかく少し残っているのであれば、還元できるようなことができなかったのかなとちょっと思いながら、その財産処理をどうなさったのかということが気になっておまして、もともと生乳検査というのは生乳を検査するわけで、生乳を出しているのは酪農家が出しているわけでしょうから、酪農家のほうに還元できる方法がなかったのかな。どういう検討をなさったんですか、そこは。最後の処理は。

○矢野畜産課長 基金につきましては、先ほど申し上げましたように、それぞれ出資していたところにきちっと返していただいて、あと、いろいろ運営の中で出てきた部分につきまして——1,600万でございますけれども、これについては、定款の規定に基づきまして、関連機関のところに寄附するという規定でございました。引き続き、牛乳生産と、それからそういう生乳検査関係について、その機能を担う県牛乳協会と県酪連のほうに寄附したという形でございます。

○前川収委員 わかりました。

○田代国広委員長 事業を通じて還元するという形で理解すればいいんですか。

○矢野畜産課長 はい、そういうことで…。

○前川収委員 それは生金でしょう、寄附だから。事業じゃないでしょう。それは現金でしょう。

○矢野畜産課長 はい、そういうことです。

○前川収委員 事業じゃないですよ、これで残った金だから。現金で寄附してあるはずですよ、事業還元じゃなくて。でしょう。

○矢野畜産課長 はい、現金でございます。

○前川収委員 わかりました。珍しいですね、これは。

○村上寅美委員 船越君、農振の問題ですけど、太陽光をするのに、市町村から申請が一42円から今37円幾らに落ちとるね。42円の時申請をして、そして、国はどこだったか、国交省ですか。

○船越農地・農業振興課長 経済産業省。

○村上寅美委員 経済産業省のもう証明がおりているわけね。証明がおりているわけよ。これはびっくりした。だから、市町村は、ああいうのを経済産業省に申請するとき、県は通じないの。直接やるの。

○船越農地・農業振興課長 経産省のほうで直接やっております。

先ほどありました、ことし3月末までですか、一応42円ですね、時間単価でということ。キロワット当たりなんです。これが、4月になりまして37円80銭ぐらいになったかと思うんですけども、そのとき、3月末まで42円で経済産業省のほうに接続認可をとっております。これは相当数出ているようなんですけども、その状態で仮に今月、例えば農地転用とかオーケーになりまして運用した場合は、一応42円で買い取ってもらえるというような制度でございます。

○村上寅美委員 わかった。説明の前に、市

町村を通しているんですか。通さなくて、経済産業省や九電に直接ですかということ…。

○船越農地・農業振興課長 市町村は一応通さずに、いろんな個人とか企業が直接やっております。

○村上寅美委員 それで、認可がおりとるわけたいね。ところが、おりているけど、県を通つとらぬから、県のほうの農振で引っかかるとるわけたいね。引っかかった。そういうのが幾つか来とるはずだ。

だから、ちょっとこれは、まあ事件性じゃないけど、結局認可がおりとるから、うちはもうせぬからとかなんとかで譲渡するとか、名義変更で譲渡する、いろんな問題があつて、ところが、九電と経産省の認可はおりとるけど、県の認可がおりとらぬということは、農振除外がでけとらぬわけたい。農振除外ができとらぬ段階でおりとるわけたいね。そうでしょうが。これは俺は問題だと思うんだよな。

○船越農地・農業振興課長 農地法とか農振法に限りませず、例えば都市計画法とかいろんな法律あたり、一応条件づけして——後からわかってくるというのが多うございます。

○村上寅美委員 そういうことだから、俺は資料も見たからね。資料を見て、おりとると言うものだから、ところが、本人は、もう諸般の事情でやらないからといって誰かに振ろうとしとるわけたいね。そうすると、飛びつきたい、それはもう認可がおりとるもんだから。ところが、県を通じとらぬから、要は都市計画法とか農振法をパスしとらぬわけたい。だから、できないことになるわけたいね。できないものを国と九電はおろしている。このひずみはやっぱ整理をしなきゃ、

これは事件性にも発展するし、非常に不合理だと僕は思うけど。どうですか、部長。現実よ。

○梅本農林水産部長 実態的には、今委員が御指摘のような矛盾と申しますか、先にもう認可がおりて、実際は法律の許認可が後になっているという実態がございます。

そこは、私どもとしては、農振と転用の基準をきちっと踏まえて、農地を守る視点、それから、転用の基準に沿って判断をして、できるだけ急ぐということはあるんですけども……

○村上寅美委員 ちょっと待ってくれ。だけ、今そういう事情だろうということはわかるけど、現状でそれをやっていることがどうなのかということをお聞きしたいのは、九電と経産省が42円でおとりするものだから、そして事業ができないわけ。だけ、これは鶏が先か卵が先かどっちかわからぬけど、一巡でちゃんとやっていかないと問題じゃないかなと思うけど。その点をどうですかと聞きよるわけ。

今やっていることは、それは何も法律違反でもないし、県は都計法と農振法でちゃんと粛々とやりますからと。それは、パスしとらずに経産が許可しとるということに矛盾を感じるし、おかしいんじゃないかと思うんだけど。幾つもあるはずぞ。

○前川収委員 それは私はまだ知らないんですけども、多分経産省が許可しますという許可の背景には、関係法令をクリアすることが前提になって、関係法令をクリアしていることで買ったならば運用していいですよという条件つきか何かになっているんじゃないですか。

ですから、もともとその関係法令、つまり農振法とか農地何とか法とか、そういうもの

がクリアできない状況であれば、自然に流れてしまうということでしょう。許可は属地でしょう。要するに、どこでもいい、あなたにじゃなくて、ここの場所にやるということに対する許可ですから、多分許可は、その場所でやれないということになったら、もう白紙になってしまうという前提じゃないんですか。

○船越農地・農業振興課長 詳しく書いてないんですけども、先ほど言いましたとおり、農地法と農振法とか、都市計画法ですか、それ以外にもいろんな法律がございます。砂防法の指定地とか、崖崩れと崖地とか。そういったことも当然ですけども、後の公法に触れない範囲で一応許可ということだと思います。

最近よくありますのは、若干場所をずらすとか、こういったことがございます。例えば、2種農地のちっちゃな太陽光発電とかですね。一番多いのが、この大和田のこの辺にどんと来て、非常に私たちも後で苦労するというパターンが多うございます。おっしゃったとおりでございます。そういった公法は、一応クリアすることを前提の接続認可ということだと思います。

○前川収委員 ということは、その権利そのものが、要するに土地が動かない限りは、権利が動くことはあっても、何も——結局、同じことでしょうか、できぬことはできぬということでしょうか。土地の属地で、この場所、どここの何々という番地に対して、ここに対しての許可だということで、申請者に対する許可じゃないわけでしょうか。

○村上寅美委員 そうだけど、一応そういうところ、県のそういうのをクリアしていないけど受理をしていると。受理をしている証明書があるわけよ。これはコピーをもらってき

たけん。だから、自分はやめるから、誰か世話してくれんですかと……

○前川収委員 それはちょっと……

○村上寅美委員 いやいや、そういうのが来たから俺は問題視しとるわけたい、ここで。

○田代国広委員長 この件は、実は私の大津町でもあっています。

○村上寅美委員 幾つかあるはずよ、これは。

○前川収委員 もうブローカー的な人が存在しとる。

○田代国広委員長 農地の転用はできるばってん、なかなか進まないものだから、玉東の方が土地を買っていた、既に大津町の土地を。そこに太陽光発電をするということで申請してしよるとに、経産省とかに許可をもらったんですけども、俺が農業委員会でそれがなかなか通らないということで相談を受けまして、現地なんかを皆さんで見、結果的にできるようになって今やっていますけれども、そういったふうで転用する以前にその許可はおりるんですよ。

○村上寅美委員 そういう現実があるということをおなたたちは認識して、そうしないと無駄になるしね、どっちにしたってでけぬとだから。今課長が言うように、できぬわけだから。それを受理しとるもんだから。

それともう一つは、今度は逆で、要するに、原野はもう山林ですよ、山ですよ。これは別の問題。原野は山だけど、それは農振がかかるとるわけたい。畑地なものだから、地番はね。畑地だけど、原野はもう山たい、現状は。だから、あえてわざと今植わしたんじ

やなくて、もう30年も40年も放置しとるもんだから山になつとる。しかし、畑地なんです、当時開墾しとるから。原野はそうなっているから、これはもう今の現地が農地ということはわかるけど、こういうのは緩和できないの。もう農地にならぬとよ。

○船越農地・農業振興課長 委員おっしゃるとおりで、例えば、昔——戦後すぐですけども、開拓のために公共投資があったとか、畜産振興の時代に公共投資があったところ、ところが、もうどうしても回復できないところあたりについては、非農地化という制度がございまして、多分農地に返らぬだろうというところは、農地でなくすることを今進めております、農業委員会のほうでは。

そのことが1つと、そういった耕作放棄地について、もうちょっと太陽光発電について柔軟に緩和できないかということで、再三政府のほうに要望しております。各県からもそうになっているようでございますけれども、この両刀立てで当面今やっているところです。

○村上寅美委員 でくつとね、でけんかね。

○船越農地・農業振興課長 県の判断、まあどっちかというとな全国的な判断でございませう。例えば、いろんな熊本県の原野みたいなところは全国的にありまして、うちの県だけというのはなかなか厳しいというのはあります。

○村上寅美委員 だから、そうであるなら、やっぱり全国の議長会とか知事会とか、そして、その辺は、例えばそういうところに関する権限は都道府県におろすとか、そういう執行部としての対策を打てば、議会でも動けるわけよ。

もうちょっと言うならば、そういう山林でも何でも事務次官通達と聞いたけど、それは

農地とみなすと、牧場でも何でも。附帯条件がついとるでしょう、あれは。あなたからもろたばってんね。農地とみなすと、わざわざ。農地でないところを。こういうのは緩和してくれとか、いろいろやらないと、今熊本は日本一をやろうといろいろ言っとるけど、あんまりないだろう、場所は。あるかい。

○船越農地・農業振興課長 非常に大規模な農地を使って太陽光発電等をする場合に、現行法の法制が引っかかってきております。ということで、一応農地法……

○村上寅美委員 だから、その辺を——この物件でということをお前は言っているわけじゃないんですよ。だから、この辺は、県が推進しようとするならば、各県そういうのはあると思うし、特に原子力というのは、やっぱりこれから伸びるはずはないんだから。現在のものをどうするかということは推進しても、新規というのは難しいならば、やっぱり自然環境のエネルギーに切りかえる中の太陽光というような形を全国的に推進せないかぬ問題だから、どうしても国のほうがと言うならたい、国はやっぱり地方が守っとるというような、あなたたちは自負感を持ってやってもらいたいと思うんだ。議会もしますよ、それは。そういうのが非常に多いと思うから。もういいです、結構です。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○早田順一委員 林業公社のことでお尋ねしますけれども、今説明を受けまして、県に対する借り入れが227億円あるということをおっしゃったと思いますけれども、これまでの借り入れの推移、ふえているのか、減っているのか。どうなっているんでしょうか。

○長崎屋森林整備課長 森林整備課でござい

ますけれども、林業公社の森林につきましては、まだ保育途上の森林が多うございますので、当面借り入れに依存しなければならない体質になっておりまして、借り入れはふえておりまして、現在の見込みですと、平成29年が長期の借り入れのピークと見込んでおります。そこからは徐々に減っていくというふうに見込んでおります。

○早田順一委員 それは幾らぐらいになるんですか。

○長崎屋森林整備課長 平成18年に試算しましたところによりますと、平成29年がピークで、公庫と県合わせまして約309億円がピークと見込んでおります。

○早田順一委員 先ほど経営改善に向けた取り組みということで、これに載っておりますけれども、毎年毎年経営改善というのはされていると思いますが、実際、この経営改善である程度借り入れというのは減っていくんでしょうか。なかなかその単価が厳しいと思いますけれども。

○長崎屋森林整備課長 平成18年の経営改善の策で、分収割合の見直しと長伐期化ということを進めるということでございまして、仮に、公社が経営している約9,000ヘクタールの森林がございまして、それが全て長伐期に移行し、また、分収割合の変更がなされたというふうにすれば、平成96年には収支均衡という、借り入れゼロということが達成できるというふうに見込んでおりまして、現在それに向けて経営改善をしていると……

○村上寅美委員 幾ら。

○長崎屋森林整備課長 96年。

○早田順一委員 平成96年って、平成もどこまで続くかわかりませんが、物すごいスパンでの考え方だと思いますけれども、抜本的に木材の単価が上がらないと、やっぱりなかなか改善しないと思います。今、円安になってきて、外材を使うよりも国産材ということに少しずつは切りかわっていると思いますけれども、やっぱり根本的に使うほうの単価を上げる工面をぜひしていただきたいと思うし、公共工事あたりも、結構熊本県は木材を使ってもらっていますけれども、やはりそのときの単価ですよ。単価の設定なんかをある程度決めて、高い価格で買い取るような形にもっていかないと、なかなか厳しいんじゃないかなというふうに、まあ公共事業だけではもちろん厳しいかと思いますが、少しずつでも改善して、例えば1億円の物件を建てるとするならば、木材とするなら1億2,000万ぐらいになるとするなら、例えば規模を縮小してでも木材を使うような、積極的に使っていないと、なかなかやっぱりこの借り入れというのは減っていかないというふうに思います。

この支払い利息で1億3,600万出ていますけれども、これは県じゃなくて、もう1カ所の利息なんですよ。

○長崎屋森林整備課長 はい、さようでございます。

○早田順一委員 それは、県に負担をかけるわけにいきませんが、県のほうは利息はないんですよ。そちらのほうに少しずつは、利息を減らすためにするというのは難しいんですかね。

○長崎屋森林整備課長 委員御指摘のとおり、利息は政策金融公庫から過去に借りた分の利息でございますが、これは全国的な問題でございますけれども、公社を抱える県と連

携しまして、例えば政策金融公庫の支払い利息に係ります軽減措置でありますとか、そういったものについては国に要望しておりますが、現実的に県から——県は無利子でございますけれども、結局公庫に返済するものを県から借りかえているというふうに言ってもいいと思いますけれども、そういうことにして、実質的に公社が負担している利子を県が実質借りかえて負担しているというふうにも言えると思いますが、いずれにいたしましても、この借りかえとか利息の問題につきましては、今後とも国等に対して要望をしていきたいというふうに思っております。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○吉永和世委員 借入金収入と書いてあるんですけれども、表現方法がですね。収入という表現はちょっとおかしいんじゃないかと思ってですね。借入金は借入金でいいと思うんですが、借入金収入という表現がちょっと何かいまいちなと思って。そこら辺ははっきり借入金で表現したほうがわかりやすいのかなというふうに思うんですけれども、そこら辺はどうなんですか。

○長崎屋森林整備課長 委員の御指摘もよくわかりますので、ちょっと表現部分については御検討させていただきたいと思います。

○吉永和世委員 先ほど生乳の話があったんですけれども、全体の生乳量と、その中で廃棄されている部分、製品にならない部分という、全体量の中の割合というのはわかりませんか。

○矢野畜産課長 県内で生産されます生乳といますのは、年間約24万トンございますけれども、その中で、例えば廃棄するという形はございません、今現在は。年によって、牛

乳が余ったときに、以前ちょっとございましたけれども、廃棄するという形のやつはございません。

○吉永和世委員 要は、乳牛のお乳の炎症とか起こったときとか、そういったときに抗生物質とか何か投与したときに、結局それが製品にできないという状態があると聞いたんですけれども、そういったやつは廃棄するしかないような状況なんですかね。

○矢野畜産課長 乳牛がお乳を出します場合に、たまに乳房炎という病気で出荷できないような牛乳もございます。それからもう一つ、委員がおっしゃいましたように、抗生物質を打って、それが出る間には出せないと。基本的には出荷停止になっているんですけれども、そういうものについては基本的に出せないような形になっていますので、その辺の検査も実は行っております。ただ、どの程度というのは、ちょっと今のところ数字は把握できておりません。申しわけございません。

○吉永和世委員 廃棄している部分もあるということですよ。出荷できない分は、要は廃棄しているわけでしょう、結局。ということは、100%製品にはなっていない現実がある。その廃棄する割合はわかっていらっしやらないということですよ。

○矢野畜産課長 数字的にちょっと押さえてございません。申しわけございません。

○田代国広委員長 俺が答えようか。

畜産酪農家が、例えば廃棄せなんような理由は、抗生物質を入れた場合たい。入れたら、そのお乳は自分で搾って捨てるわけですよ。合乳したならば、今度は全体に回ってって、そのローリー一つとかを廃棄せなんごつなけん。毎日検査しよる。必ずタンクの

乳倉から乳を持っていくときには、サンプルをとって、それで誰のが入っとるかわかるわけたい、もしもそれを入れたなら。これは、自分が間違っってその乳牛の抗生物質を搾った乳を入れたりするたい。出荷した場合、そのサンプルを持っていっとるけん、このローリーはあそこのから、田代のから出たけん廃棄というふうになってくると、その負担を農家がせなんごつなると大変だけん……

○村上寅美委員 それはどのくらいあつと、率は。

○田代国広委員長 それは大したことはなか。

○村上寅美委員 個人差はあろうばつてん。

○田代国広委員長 その量はちょっとつかめぬばつてんが、出荷の25万トンは、それは全部……

○前川収委員 表には余り出らぬけんね。

○村上寅美委員 余ることはなかということたいね。

○田代国広委員長 そういうのは出せないけん。

○吉永和世委員 そういった現実があるという状況だけはやっぱり把握した中で、その基準ですよ。要は生乳の基準、その基準を変えられるならば、その部分が製品となり得る可能性もあるのかなというふうに思うもので、そこら辺の基準の変更というのは、県で単独でできる話ではないと思うんですけれども、そこら辺のある意味検討というか、実態調査というか、何かちょっとやっていただいて、廃棄するものがすごく多かつたらもった

いない話なので、そこら辺もちょっと把握していただけるならなど。

○田代国広委員長 基準の緩和は無理でしょう。それは食の安全という観点からして、やっぱりそれはちょっと無理だろうけん。

○前川収委員 成分無調整とかが売れるとかいう話だけん。昔は、水入れて、水増しして、それがばれて全部ペアになったとかありましたよ。

○吉永和世委員 例えば、飲むやつじゃなくて、違う方向への用途とか何かあるならば、非常に助かる話なので……（発言する者あり）生産者からすると、ある意味その辺も非常に大きな問題らしいので……

○田代国広委員長 家庭では、その乳を沸かして牛乳豆腐なんかつくるとですよ。そして、自分ところの……

○吉永和世委員 だから、そういう製品になるんだっただですよ……（発言する者あり）

○矢野畜産課長 出荷できない牛乳といいますのは、先ほど委員長もおっしゃいましたように、抗生物質が入っているとか、そういったものについては、ほかの用途に使うのも非常に難しいかなというふうに思います。

ただ、お産をした後3日間か4日間、これについてはアルコール不安定乳ということで出荷できないものでございます。これについては、例えば子牛の哺乳ですとか、あるいは非常に成分が濃いものですから、先ほどお話に出ました牛乳豆腐とかをつくることは可能でございます。それについては、酪農家がつくるあるいは近くの好きな人にそれを分けてあげるとか、そういう形で酪農家の中では活用をされてございます。ただ、食品衛生法

上、抗生物質が入ったようなやつが市場に出回るのは非常にまずいので、それについてはやっぱり処理するしかないのかなというふうに思っております。

○村上寅美委員 牛乳でつくったやつは市販できないということ、牛乳豆腐は。

○矢野畜産課長 乳牛がお産をして、それから約……

○村上寅美委員 お産も何も、今牛乳豆腐と委員長が言うたけん、だけん、それはつくったつは食うとだらうけん。それは市販はだめということかね。わからぬか、あなたはそこまで。

○吉永和世委員 販売はできないんですかという話。このつくった豆腐。

○矢野畜産課長 先ほど言いましたように、お産して4日間ぐらいの牛乳については、基本的に出荷はできないことになっています。これについては、非常に牛乳の成分が不安定になるものですから、それについて活用するとすれば、牛乳豆腐という形で酪農家がつくるあるいは近くの好きな方がそれをもらいにくるとか、そういう活用はいろいろできるかと思えます。

○吉永和世委員 抗生物質が入っている分は、もう何も使用ができないというふうに思っていていいわけですか。

○矢野畜産課長 抗生物質が入っているものが万が一出回ると非常にまずいものですから、基本的にはそれは廃棄という形になるかと思えます。（発言する者あり）抗生物質が入ったものについては、ほかには活用はできないというふうに思っております。

○吉永和世委員 副委員長が一般質問されましたが、鳥獣被害ですか、いろいろ方法はあるんでしょうけれども、地域によってはイノシシだけとか、鹿だけとか、あるいは両方とか、あるいはまた違うものが来たりとか、いろいろ現場によって違うと思うんですけども、そういった状況を県が把握する一つの手段として、どういった形で今把握されているのかなと思うんですけども。

○潮崎むらづくり課長 むらづくり課でございます。

鳥獣の被害につきましては、1つは、市町村ごとに対策を講じる協議会というのを一応全市町村でつくっていただいております。そこが、現場でのそういう被害の状況調査であるとか、被害の対策をどういうぐあいにするとか計画をつくったり、実際いろんな対策を講じたりという主力部隊になっておりますので、委員おっしゃったように、地域によっていろいろとその被害の状況が違いますし、イノシシが多いところ、鹿が多いところ、猿が多いところ、それぞれに応じていろいろ対策を講じているというのが状況です。

○吉永和世委員 地元がしっかりと把握していない中での対応というのは、全く意味がないような感じになってしまいますよね。要はイノシシが出てくるところに鹿の対策をしたって何も意味がないわけなんでしょうから。しかし、そういった現実があっているような感じでもあるので、だから、本当に現場を確認するというのは非常に大事なのかなというふうに思うんですよね。

だから、そういった協議会に任せるだけじゃなくて、やっぱり実際金を出すのは県なのでしょうから、そこら辺のきちとした状況を把握した中で対応いただくというのが非常に費用対効果にとってもあるのかなというふ

うに思うので、そこら辺はぜひお願いしたいと思うんですが。

○潮崎むらづくり課長 委員おっしゃるとおりでございます。何も市町村の協議会にばかり任せているということじゃございませんで、日ごろから、特に振興局の普及の職員とか現場に入中で、いろんな地元の農家の方たちといろいろ意見交換する、情報収集する中で、そういった情報も県のほうに仕入れていただきますし、市町村のほうからあるいは地元の県民の方からもたまに電話とかで情報が入ったりいたします。

もちろん地元の状況に応じた対策を講じなければなりませんので、そういったときには地元に入り込んで、場合によっては専門家もアドバイザーとして派遣をして入れたりして、地元の皆さんで、みんなで鳥獣の被害に遭わないような、いわゆる集落づくりといいますか、そういう取り組みをしようじゃないかというようなことから、ずっと具体的な対策に入るようにしていますので、余りイノシシばかりのところは鹿の対策を講じるとか、そういう心配はないというふうに思っています。

○吉永和世委員 ないようにお願いします。ぜひ現場に入ってください、確認した上で……。

○村上寅美委員 これは、県下全体、天草から人吉、球磨、阿蘇、金峰山もあつとたい。それで、民家に来て怖い。うちの場合は、イノブタ、イノシカというか、そういうのらしいけど、2,000ぐらいとるけど、しゅんとも言わぬというわけたいね。だから、網を張るんだらう。網を張るなら、そこはもてても隣さん行くとだけん、お前たちはこれはちょっと考えんかと、張るなら金峰山ば全部張れて俺は言うわけたいね。自分のところだけ張っ

たって、それはあれだから。

だから、やっぱり猟をする人が年ととるらしいな。それで幾らかふえてきたけど、この辺を——たしか免許を取っても、2年か何かは撃たせぬのだろう。免許取っても、現場は。それは、協会か何か、経験を積みというような……。

○潮崎むらづくり課長 狩猟のほうは、ちょっと自然保護課の所管ですので、余り詳しくは存じてないんですが、2年ぐらいで免許の更新が必要になってくるということがあって、更新をされるというのが最近高齢化とかで少なくなってきた、そういう状況にあるとは聞いております。

○村上寅美委員 今の質問は、農業に大変な被害を与えとる、どこでも。だから、これは県としての対策を——やっぱりこれはもう射殺したが一番早かった。いろいろあれしてもどうしようもないぐらい——年に2～3回子持つてだもん。何とかならぬか、これは。

○前川収委員 イノシシとか鹿の農業被害だけではなくて、林業のほうにも、特に鹿被害というのはすごい被害が出ておまして、鹿ネットとかで、今おっしゃったような囲いで来ないようにという対策はやっていますが、これはもうどれだけやっても追いつかないというのが現状で、どんどんふえ過ぎていきます。

これは、自然保護の観点からいけば——我々からすれば害獣みたいな話ですけども、適正量というのを考えれば、今までこれだけいなかったのがこれだけふえているということからすれば、ある程度大規模に駆除するという方向性を出しながら、駆除の仕方はいろいろ考えて、多分鉄砲で撃ちよったって間に合わぬでしょう。大きなわなか何かを一斉にやるみたいなのということでは何か考えな

いと、これはもうイノシシもですけども、鹿も、それから猿も出てきていると思いますけれども、これはもうちょっと人間の領域に入り過ぎてしまっていると思いますので、この農林水産部だけじゃだめですね。自然保護課との協議も含めて、きちっともう一回対策をとってほしいんですけども。

○矢野畜産課長 先ほど村上委員のほうから、免許を取ってから2年はできないというお話が出ましたけれども、一般の11月とか2月までの猟期はそういう規制はございませんけれども、猟期を外れてから有害鳥獣駆除って、吉永委員がおっしゃったような、通年を通じて有害鳥獣で被害を及ぼすやつを駆除する制度がございます。それに従事する鉄砲の方については、経験年数が必要というようなことで、その方々については、村上委員がおっしゃった、2年とかいうのを条件づけているところもございましてけれども、一般の猟期ではそういう経験年数はございません。

○村上寅美委員 ちょっとこれは飛びはねた話かもしらぬけど、これは日本全国だから、今のうちに——江津湖の台湾なぎ、もうどうすることもできぬと、自衛隊が出動してきれいになって、今きれいかでしょうが。だから、全国的なことで、もう自衛隊にお願いするしかないかなというような……

○田代国広委員長 この問題は、先ほどからあっていますように……

○村上寅美委員 要望でよか。

○田代国広委員長 当委員会のもとより、他の委員会とも関連しておりますので、十分横の連携をとっていただいて、最善の措置を講じられるように、強くお願いしておきたいと思っております。

○村上寅美委員 研究してくれ。次回に答弁。

○梅本農林水産部長 本当に大事な事柄で、鳥獣被害、対応策をとっていますけれども、なかなかせん滅できないというか、今、8億ぐらいがピークだったのが、5億程度に一応少しは抑えてきてますけれども、かなりの金額の被害が出ております。

農林水産部が主導して、環境と一緒にやってプロジェクトチームをつくってやってはいるんですけども、きょう御指摘のように、県下一斉に、もう少し一段の踏み込んだ取り組みが必要だという御指摘がありましたので、緒方委員からも本会議でも御質問いただいておりますけれども、中山間地対策、広域的にみんなでやるとかあるいはもっと広く取り組むとか、そういった対策も含めて、少し踏み込んで検討させていただきたいと思えます。

○田代国広委員長 このほかに質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 なければ、これで質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第11号から第13号まで一括して採決したいと思いますのですが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外3件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外3件は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が1件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、質疑を受けたいと思えます。

それでは、荻野農村計画課長から報告をお願いします。

○荻野農村計画課長 農村計画課でございます。

その他報告資料に基づきまして、国営川辺川利水事業の最近の状況につきまして報告させていただきます。

本事業につきましては、川辺川から取水する既設導水路活用案に対して、一部の地元の合意が得られず、関係6市町村長は、昨年1月、この案を断念せざるを得ないという決断を行われました。このことにより、当初予定していた安価で安定した水の確保というのが困難な状況になっております。

このような中、本年に入りまして、6市町村長は、かんがい排水事業を廃止し、農地造成、区画整理事業は計画変更を行うことで一致されました。また、あわせて、今後の事業完了に向けて、真に必要な井戸など、個別水源の確保を急ぐことで合意されております。

国のほうは、この8月末に、地元の働きかけを受けて、これまで整備した施設の補修や新たな水源調査を実施するために、3億円の概算要求を行っております。

今後の方針でございますが、本事業につきましては、7年ぶりに概算要求を行うなど、

新しい動きが出てきたということ認識しております。まず、県といたしましては、この3つの方針について対応していきたいと考えております。

事業主体である国においては、本事業を完了させていくことが基本だということで、国に対しては、井戸などによる水の確保や事業廃止、計画変更の法手続を着実に進められるよう働きかけていきたいと考えております。

また、2つ目に、関係市町村に対しましては、地元農家の合意形成が重要となりますので、関係農家への説明やコンセンサスづくりのほうを図っていただきたいと考えております。

その上で、県としましては、法手続の進捗を確認しながら、地元の要望を踏まえ、県内の他の土地改良事業と同様に、井戸から農地までの給水施設等の事業化について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○田代国広委員長 以上で報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○前川収委員 川辺川の国営土地改良事業については、これまでさまざまな経緯がありまして、今課長からお話があったとおり、そもそも川辺川土地改良事業を国営でやろうということの目的は、安くて安定した水を農地、農家に届けていくこと、それも一日も早くということも途中には議論としてありましたけれども、それを目的として国営事業でやってきたという経緯がありますが、結果として、川の水は使えないという結果に今はなつた。ダムの水も川の水もだと地元の皆さん方も、おっしゃる人が多いのか少ないのかわかりませんが、となると、もう井戸を掘るしかないんでしょう。

井戸を掘ってかんがい用水をするというの

はかなり古いやり方で、最近は余りないですね。それじゃだめだから川から水を引きましようという話が、そもそも川辺川土地改良事業の始まりなんですよ。井戸を掘ってやるというのは昔のやり方で、それじゃ安くもない、高い水だし、水そのものも安定しないと、井戸水だから。だから、川辺川ダム事業を複合ダムにして、関連事業の中で土地改良事業もやりましようという話で始まったというのが原点ですね。これはもう忘れちゃならない原点だと思います。

ところが、最後は、その目的はもう果たせなくなっているんですね、川の水がとれないんだから。ダムもだめだ、ダム以外の水でも、川の水はやらないと地元の方がおっしゃっているんですから。

○村上寅美委員 何で。

○前川収委員 この土地改良事業ですよ。

○村上寅美委員 誰がやらぬて言うよ。

○前川収委員 地元の皆さんですよ、水利権があるので。

そもそも代替水路案というのが、ダムができなくても川から水がとれる案をつくったんです。それは、我々県議会が特別委員会までつくって、県庁が、結果としてあの事前協議か何かやって、デッドロックと当時言っていましたけれども、ダム直下案というのを唐突に当時の何とか部長さんが出て、そして地元の反発を受けて、国交省も農水省も全くそのことを知らずに、大反発を受けて何も動かなくなつたんです。その後、それを打開しようということで——私が委員長でしたよ。川辺川問題特別委員会という委員会をこの県議会につくって、その特別委員会の中で、その現状を打開していこうという話の中で、新たな水源案を考えてほしいというのを、知事と

我々県議会と、そして地元の土地改良区の代表、この皆さん方で全部印鑑をそろえて、そしてさらに、ダム案でもない、それからダム直下案でもない、もう一つの案を模索してくださいというのを国交省に公式にお願いしました。出てきた答えが、このいわゆる既設導水路案という、チッソの発電所のトンネルを使って——ダムよりも上流ですから、ダムの水が乗らなくても、たまらなくても、その水が乗ってくるという方法をつくって、その案をつくったんです。それは非常にすばらしい案だと私は思っていました。まあ、一番いい案はダム案なんですけれども、簡単に言えば。でも、ダムはだめだと言うから、じゃあそうしましょうという話になって、そうなったわけですよ。

ところが、その水を飲むための水利権を、下流の同じ土地改良区の中にいらっしゃる地域の——相良ですけれども、その土地改良区が水利権はやらないとおっしゃるから、ここは水が飲めないわけですよ。

つまり、仲間というかな、同じ土地改良事業をやろうとしている地域の中で水利権を主張されて——ちゃんと法定水利権に変えれば、水は——どこでも今やっていますよ。慣行水利権から法定水利権に変えていきながら、水をちゃんと担保します。それは、もともとゼロになるわけじゃないわけですから。それはどこでも今やっているのに、そこが反対して、結果としてこの既設導水路案というものが、今ここに書いてあるとおり、断念になったわけですよ。できなくなったんです。できないということを、地元が結果として結論づけられたんですね。

ということは——済みません、前置きが長くなったんですけれども、ということは、そもそも国営事業の目的であった安くて安定した水を農家に届けるという目的では、もうできないということは御認識なさっていますか、県としては。

○荻野農村計画課長 農村計画課です。

前川委員おっしゃるとおりでございます。本事業は、そういう意味でかんがい排水と面整備で農地造成、区画整理というような形なんです。農地造成と区画整理のほうはある程度できましたが、かんがい排水については、おっしゃるとおり、もう廃止ということですので、安くて安定した水の確保というのは、当初予定どおりには全くできないということになります。ということで認識しております。

○前川収委員 となると、国営事業で残っている部分の農地造成、区画整理、それが果たして生きるのかなど。要するに、水がないのに区画整理だけやるとか、それから農地造成もやっていくと。この要するにかんがい排水と農地造成と区画整理事業というのは、私の経験上、菊池台地でやってきました、同じことを。これはセットなんです。要するに、農地の基盤をつくって——ちゃんと水があるから基盤をつくるんですね。造成もするわけですよ。それは、菊池台地では、竜門ダムから水が来ることを前提に、その水が来ることを前提とした区画整理とか基盤整備をやるということが、今菊池台地でやられていることなんですけれども、かんがい排水がだめなのに造成だけをやるということは、大丈夫なですか、それで。

○荻野農村計画課長 昨年4月から、国、県、市町村から成る、土地改良区から成る行政連絡会議というのをやってきておりまして、その中で、この1年かけまして、国営造成農地で水が要る、要らないとかのアンケートとか、地元の集落座談会というのも開いてきました。

その中で、場所によっては、飼料作物を中心につくるので水は要らないという地区もあ

りますし、地区によっては水が要るところがあります。水が要るところにつきまして、今井戸を掘るということになっているんですが、これは来年度から国のほうで本格的に調査をして、実際維持管理費が幾らになるかというのがはっきりまだ試算ができていないんですが、その維持管理費次第でまた農家の方もどうされるかというのが決まっていくというような、そういうプロセスになるかと考えております。

○前川収委員 その農林計画課長さんもかわりながら、国からお見えになって、かわりながらいろんな経緯を歴代見てこられて、結果として、ここまでなったら、私は一回整理をしなきゃいけないと思っています。

というのは、国営事業でこれまでやってきた中で、これでも国営ですか、これでも国営ですが2回ぐらいありましたね。要するに、受益面積がどんどん減っていく。結局、これは地元ですよ。地元がまとまっていない。地元のやっぱり意思疎通がきちっとできていない、はっきり言って。それは菊池台地だって、市町村をわたってやっているけれども、それはみんながそれぞれ痛みも含めて、お互いでお互いのためにやりましょうと言ってやってきた事業ですよ。それができていないのに、もう今さら国営でどうこうってやったほうがいいのか、私はもうやめたがよいと思っていますよ、正直に。

これは県も負担金を出すんでしょう。だから、もうちょっと精査をしてもらって、県がこれまで、要するに一生懸命国も県もやりましょう、やりましょう、やりましょうってやってきたのを、地元が、結果としてやれませんが、やれませんが、やれませんが言っていたのが、ずっと長い歴史のスパンで見れば、簡単に言えばそういうことですよ。だったら、そういう事業を押しつける必要はないんじゃないですか。もう廃止したほうが早いと思いま

すよ。

私は、既設導水路案が厳しいとなったときだって、早く廃止の手続をやればと、やったほうがいと。住民の意思の確認をしていかなないと、途中でこんなに変わっているのに、要するに賛否を問う、いわゆる廃止手続とか計画変更手続というのは随分やっていないと思いますけれども、いつからやっていません、どの計画段階から。

既設導水路案が変わったときだって、変更手続はやってないですよ。土地改良法に基づく変更手続はやってないですよ。そもそも変更手続は、最初のときの手続のままじゃないんですか。だから、受益面積は、最初はたいぎや太かったですよね。5,000とか6,000だったですね。それが最終的に1,100とかになって、今どれだけになっているのかわからないんですけども、そういうやっぱり法手続を踏みながら私はやるべきだと思いますけれどもね。

○村上寅美委員 受益面積は、人吉、球磨、大体総体はどれくらいあるんですか。相当…

○前川収委員 最初に始まった段階と——済みません、だんだん減っているんですよ、今は。

○大石農村振興局長 今のお話ですけれども、国営かんがい排水事業は、当初3,500ヘクタールの面積で計画をしておりました。ただ、受益面積、要は農地造成とか区画整理の面積が減少したのもありまして、一回計画変更をしまして、3,010ヘクタールで計画変更を行っております。その計画変更を行う途中で、そういう手続に対しての異議申し立てがございまして、結果的に今に至っております。途中段階では、事前協議の中でいろいろ協議する中で、受益面積を1,200ぐらいに縮

小するという案も出しまして、事前協議で話
って合意は得ていたところでございます。

先ほどお話にありました農地造成、区画整
理の話でございますけれども、もともと国の
ほうで——農地造成というのは、山林を造成
して農地、畑地をつくるというのと、区画整
理は、それに隣接します水田をあわせて区画
整理をするということでございます。農地造
成と区画整理につきましては、国のほうで事
業をやっております、末端はですね。それに
プラスかんがい排水ということで3つの工事
がございますけれども、水が来ないという状
況の中で、農地造成と区画整理につきましては
国営で整備をやってきた。ただ、水が確保
できないので、暫定的に井戸を掘りまして、
暫定水源を確保して農地造成した農地には水
を使っていたという状況でございます。

そういう中で、長い年数がたっております
ので、既に井戸を確保した農地造成地につ
きましても、施設が老朽化したり、水が足ら
ないという農家もございますので、そういう
ところの整備を今回農地造成、区画整理でや
っていくと。ですから、新たな面整備をする
という話ではなくて、そういう完了整備をや
っていくというのが一つでございます。

あとは、井戸水でもいいから水源を確保し
たいという農家があれば、大規模な、安定し
た水の確保はできませんけれども、井戸で対
応できる部分については、国に調査していただ
いて、水源の確保をしていきたいというふう
に思っているところでございます。

○前川収委員 理由はわかっていますけれど
も、そもそも暫定水源ということで始めた水
源が、もう暫定じゃなくて、それが固定化さ
れるわけですね。なぜ暫定かという、それは
安くて安定した水じゃないから暫定なんで
すね。要するに、川から水を持ってくる、ダ
ムだろうがどこだろうが、それが安くて安定

した水だと。それはもうできないということ
を地元市町村長も、はっきりできない、断念
したとおっしゃっているわけです。

ですから、3,500ヘクタールから始まった
やつが、1,050か何かになっていますね。そ
の間、途中でいろいろ異議申し立てとかあつ
たとおっしゃったけれども、一回もきちつと
した土地改良法に基づく変更手続もやってな
いじゃないですか。やってないんですよ。
私、わかっていますよ。

今度、最終的にこれで完了しますという前
に、完了計画ぐらいきちつとつくって、それ
で3,500から始まっているその受益者の皆さ
ん方に、完了手続に伴う変更手続、土地改良
法に基づく変更手続ぐらいやらないと、途中
で何かもう、要するに変更手続をせずに変
えて、変えて、変えてくるものだから、変え
たらすぐまた不満が出るわけですね、根拠が
ないものですから。住民に根拠というのが見
えないんです。

それは首長さんはかわりますよ、4年に1
回。かわらない人もいるけれども、かわつて
いますよ。あのころから見ると随分かわつ
た。その時々首長の意思なんかで変わつて
いくわけですよ。そうじゃなくて、土地改良
法に基づいてきちつと——やっぱり大変だ
と思いますよ。でも、いつかはやらなきゃい
けないことですから、それをきちつとやった
上で計画をつくってもらわないと、ただ、変
更、変更、変更で、何かもういつまでもそ
ういうことを重ねていくことについては私は
反対です。

○大石農村振興局長 今回国のほうが3億
円の概算要求をしていますけれども、その中
でも、手続としては、かんがい排水事業につ
きましては廃止の法手続をする、農地造成
と区画整理につきましては計画変更の手続
をするということで受益者から同意をとり
まして、3分の2の同意を経た上でそ
ういう法手続を

終わらせるということで、今作業を進めているところですよ。

○前川収委員 法手続が終わるまで事業はしませんね。変更手続が終わってやるべきでしょう、普通は。

○大石農村振興局長 水を今使っておられる農家がおられます。ですから、農地造成地について、追加した水の確保につきましても一時的に水を確保する必要があると思いますので、そういうところは早目に手当てしたいと思っておりますけれども、新たに水を使って、例えば畑地の水の確保をやって、そこに末端まで整備をするような事業につきましても、手続がある程度めどが立たないとできないというふうには思っております。

○前川収委員 今ある暫定井戸の老朽化に伴う修理、簡単に言えば維持、補修、それだけです。それ以外については、法手続が終わらないとやらないでくださいよ。じゃないと、また法手続をやりよる途中で、また事業をやっていきながら——今までの繰り返しじゃそうなんです。この7年間とまりましたけれども、法手続が終わらずに次の事業、次の方法、次の方法とやるものだから、住民の意思が確認できていないんです、法律上の意思が。

もともとの法律上の意思というのも、そもそも論でいけば、裁判で負けたというやつもありますけれども、やっぱり一回きちっと土地改良法上に基づく住民の3分の2の、3分の2だったか、60%以上か……

○荻野農村計画課長 3分の2です。

○前川収委員 3分の2以上の同意があつてこそ事業は全部できるわけです。これだけ事業がそもそも論で変わってしまっているの

を、法手続なしで先に進めるというのは、私は反対です。

以上。

○荻野農村計画課長 こちらのほうとしても、同じ考えでございます。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かございませんか。

○西聖一委員 10月26、27日に海づくり大会が開催されて、天皇陛下が——2回目ですかね、農業公園にもお越しいただくという話も聞いていますが、きょうは、そういう関係で何か報告があるのかなと思っておりますが、何もないので、やっぱりせめて常任委員会の私たちには、ある程度の直近の状況を教えていただきたいなと思います。特に、何か農水省の職員は、8割、9割もう動員がかかってやっているという話も聞いてますので、そこら辺のことを詳しくお願いいたします。

○平山全国豊かな海づくり大会推進課長 海づくり大会推進課平山でございます。

ちょうど今、各出席者の方々への御案内の文書、最終的な招待状が配付されている時期でございます。1～2日中には、皆様方のお手元に御案内状が届くと思います。

26日、27日、先日、記者会見で、天皇皇后両陛下の御臨席の決定の御報告をしたところでございますが、26日の歓迎レセプションにつきましても、県議会議員の皆様方に御出席いただいて、天皇皇后両陛下御臨席での歓迎レセプションに御参加いただきたいと思っております。

大会当日でございます27日につきましても、各会派への御案内の考え方を説明させて

いただいたところでございますけれども、県北、県央、それから天草におられる県議会議員の皆様につきましては、県立劇場でございます式典行事への御参加を御案内差し上げております。

当日午後からは、熊本港での放流もございます。有明海を代表した熊本港での御放流がございますので、式典行事に御参加の皆様につきましては、お時間ございましたら、熊本港の有明海への放流行事にも御参加いただければということで御案内を差し上げているところでございます。

それと、県南と県央の宇城地区の皆様方につきましては、エコパーク水俣でございます海上歓迎放流行事への御案内を差し上げているところでございます。

それぞれのお住まいの地域によりまして、天皇皇后両陛下の御臨席もございます式典行事、あるいはエコパーク水俣でございます海上歓迎放流行事への御参加をお願いしているところでございます。

それと同時に、牛深漁港で放流行事を行いますので、天草地域の皆様方につきましては、大変距離がございますけれども、式典行事に御参加いただいた後、牛深漁港への御移動ということで、牛深漁港海上での放流行事に御参加をいただきたいということで御案内差し上げております。近日中に招待状が届きますので、御参加のほうよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○西聖一委員 スケジュール、そういうのはよく承知しているつもりですけれども、例えば、農林水産部としては、万全の態勢で職員9割も充てていますとか、それから、来ちゃいかぬけれども、台風が来る可能性もあるので、何か懸案事項としてこういうのがあるという、そういうのを我々に情報をいただきたいなと思うんですけれども。

○鎌賀水産局長 水産局でございます。

実行委員会の事務局も兼ねてやっておりますけれども、現在の準備状況といたしましては、9月15日に県立劇場でリハーサルを全て通しでやって、あと23日に水俣会場のほうでも全てのリハーサルを行って準備をしているところでございます。

それで、またその前には、宮内庁のほうからの現地調査もございまして、天皇皇后両陛下の動きあるいは御視察予定の場所にも行きまして、動線の確認ですとか、そういったことをやっております。

現在のところ、天皇皇后両陛下の動線につきましては、宮内庁からの指示を受けて修正をして、それを今後宮内庁に報告するというふうな段取りでございますし、大会のほうにつきましては、リハーサルの結果、細々とした修正点あるいはまだ練習不足のところがございますけれども、招待者の皆さんの受け入れのマニュアルなんかも現在修正をかけながら、あるいは出演者の皆様方については、こういったところをもう少し練習いただいたりとか、そういったところを今事務局のほうで手配してやっているところでございます。

また、今週、牛深と熊本会場につきましては、我々事務局のほうからも参りまして、準備状況の確認をしているところでございまして、細かいところいろいろ修正点がありますし、事務局のほうも非常に忙しい目に遭ってマニュアルの訂正とか何かやっておりますが、全体としては予定どおり順調に進んでいるというふうな準備状況でございます。

○西聖一委員 じゃあ、もう万難を排してよろしくお願ひします。

○前川収委員 御苦労さまです。

○村上寅美委員 関連だけど、両陛下は水俣

のみだろう、現場は、3カ所の中で。

○平山全国豊かな海づくり大会推進課長 天皇皇后両陛下の御臨席につきましては、26日の歓迎レセプションへの御臨席、それと、27日午前中の県立劇場での式典行事への御参加の後、新幹線で水俣に御移動いただきまして、エコパーク水俣で開催されます海上歓迎放流行事への御臨席という予定になっております。

○村上寅美委員 それでよかばってん、今ごろ要らぬこつ言う必要はなかばってん、ヘリコプターでおいでになるなら、有明海から牛深まで海を御視察いただいて水俣におりていただくと、そがん頭は浮かばんだっだろうたい、最初から。今ごろどがんもなるみゃあけど。

○鎌賀水産局長 天草のほうまで行く案は、船あるいはヘリコプター、飛行機、いろんな方法を検討しました。それで、こういった大会の場合は、一度に、天皇皇后両陛下を含めて、100名以上の人間が動く必要がございますので、そういった面で航空機、ヘリコプターは不可能ということで断念した経緯がございます。あと、いろんな陸上からの輸送というのも検討はいたしましたけど、例えば牛深まで行くというのは現状では非常に困難だということで、検討を断念した経緯がございます。

○村上寅美委員 わかった。困難もわかっとなるし、今からどうすることもできないということもわかっとなるけど、俺は、牛深とか熊本港に陛下がお立ちになってくださいという意味じゃない。せっかくおいでいただくなら、海をよく見てくださいと、牛深から八代、天草。海を見ていただくなら、有明海が今どういう状況かということも御視察になられれば

非常にありがたいなという気持ちを持つとっただけん。こっち来てもらいたいということじゃなくてね。そういうこったい。もうよかよか、頑張りよるなら。事故がないように。

○早田順一委員 けさの新聞に、農地集積、知事に権限ということで載っておりましたけれども、これが臨時国会に提出ということでございまして、恐らくその詳しい内容がわかるのが11月ごろになるんじゃないかなというふうに思いますけれども、これが決まれば来年度からということ聞いていますが、恐らく農業公社あたりに任せられて、それから、その市町村のどっかに、団体やら委託をされるというふうに思いますけれども、実際、この期間で間に合うというか、ばたばたになるんじゃないかなと思っているんですけども、どうですか。

○船越農地・農業振興課長 おっしゃるとおり、非常に厳しいスケジュールであります。一応国策として、全国的にやろうということで今相当詰めがあつておまして、来月の後半ぐらいには法案が一応審議されるであろうというふうになっております。逆に言いますと、もう来年3月から逆算してどういった準備ができるかということで、今もうせざるを得ないという形で県のほうではおります。

現実申しますと、非常に産業競争力会議とか、それと規制改革会議、相当激しい議論があつておまして、まだ右左決まっていないようなこともたくさんございます。ということで、絶対間違いない部分からもう準備していかないと、非常に厳しい状況ではあります。

○早田順一委員 熊本県は、先駆けて農地集積重点地区ということで取り組みをされていますよね。多分これと連携をされていかれるというふうには思うんですけども、やっば

りばたばたやってやっていくと、やはり一番肝心なのは農地の貸し借りですから、農業が詳しいだけじゃなくて、やっぱり交渉能力がある方がと思うんですよね。だから、その辺の確保というのを、ぜひ早目にされていたほうがいいんじゃないかなということでもちょっとお聞きしました。

○田代国広委員長 要望。

○早田順一委員 はい、もういいです。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 これで質疑を終了いたします。

なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

なお、前回の委員会で提案がありました森林整備促進及び林業等再生基金に関して、委員会から意見書を提出する件につきましては、調整の結果、議員提出として取り扱うことになりましたので、御報告いたします。

最後に、次の委員会の開催予定について御連絡いたします。

今回は、11月1日の午後1時30分から開催予定となっています。正式には別途通知いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会します。お疲れでした。

午前11時59分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

農林水産常任委員会委員長